

論文の内容の要旨

論文題目 社会保障の経済分析：年金、医療、女性労働の視点からの分析

氏 名 宮 里 尚 三

本稿では少子高齢化の急速に進んでいる日本において世代間格差がどのように推移してきたかを分析するとともに、遺産を考慮した世代間格差についての考察も行う。さらに、社会保障のリスクシェアリング機能を考慮した公的年金の最適規模についての考察も行う。世代間格差、遺産、リスクシェアリング機能という側面から社会保障、特に公的年金について分析を行うことが本稿の一つ目の目的である。次に、本稿の二つ目の目的は、効率的な医療政策に重要となる費用便益分析に基礎的な情報を提供する **Value of a Statistical Life (VSL)** の推定を日本のデータで行うことである。最後に、本稿の三つ目の目的は、女性の仕事と家庭の間でのワークライフ・バランスの観点から社会保障を分析することである。

本稿の構成であるが、第 1 章でイントロダクションを行い、第 2 章で日本における世代間格差の把握とその推移に関する分析を行う。第 3 章では遺産を考慮した世代間格差についての分析を行う。第 4 章では社会保障のリスクシェアリング機能を考慮した日本の公的年金の最適規模について分析する。第 5 章では、医療や安全といった生命にかかわる政策の費用便益分析の基礎となる **VSL** を日本のデータに基づいて推定する。最後に第 6 章では女性の仕事と家庭の間でのワークライフ・バランスの観点から社会保障を分析する。

ここで、第 2 章で分析を行う日本における世代間格差の把握とその推移に関する分析の意義について述べる。**Samuelson (1958)**を出発点とし賦課方式の社会保障、特に公的年金に関する研究はこれまで多く行われてきた。理論的な分析や実証的な分析が進む一方で、人々の最適化行動を取り入れたシミュレーション分析も多く行われている。第 2 章で扱う世代会計の手法は人々の最適化行動や資本蓄積などが明示的に扱われているわけではないが、精緻なシミュレーション・モデルでは計算が複雑になるために扱うのが難しい社会保障制度や財政制度に関する詳細な政府の支出・収入構造を分析に組み込むことが可能となる。それらの詳細な政府の支出・収入構造を分析に組み込むことで社会保障の収益性に関してより正確な計算が可能となる世代会計の利点は、他の分析手法にはなく、社会保障の収益性や世代間格差の分析には依然として有益な手法と言える。このよう利点を持つ世代会計の手法に第 2 章は基礎を置くが、従来の分析手法に加え、時系列的に世代間の再分配についての分析を行う。これまでの世代会計の研究では世代間の再分配がどの程度発生しているか一時点での考察を行うことが多いが、第 2 章では、一時点だけでなく時系列的に世代間の再分配についての分析を行う。そのような分析手法をとることで、ある一時点の

世代間の再分配の規模を把握するだけにとどまらず、どのような世代間再分配政策が日本において実際にとられてきたかを考察することが可能となる。このような拡張はこれまでの世代会計を用いた分析ではほとんど見られなかった点である。

次に第 3 章で行う世代間格差と遺産の分析の意義について述べる。世代会計では賦課方式に基づく社会保障の現役世代から退職世代への所得再分配が明らかになるが、現実世界では親から子への遺産という世代会計が明らかにする所得再分配とは逆方向の民間の所得再分配も存在する。遺産動機に関しては理論的にも実証的にも多くの分析が行われているが、世代会計の分野で遺産を考慮して世代間格差を分析した研究はほとんどない。第 3 章では、これまであまり行われることのなかった、世代間格差を相殺する働きのある遺産を考慮して世代会計に基づく世代間負担を分析する。

次に第 4 章で行う社会保障のリスクシェアリング機能を考慮した分析の意義について述べる。少子高齢化が進展する社会において、賦課方式に基づく社会保障制度が世代間格差をもたらすという社会保障のネガティブな側面は多く研究されてきた。一方で、Diamond (1977)では、人々の長生きのリスクや所得・資産変動のリスクの観点から社会保障の分析に有益であるとしている。また、Diamond (1977)では社会保障制度がない場合、それらのリスクをカバーするのは難しいとも述べている。社会保障制度を分析する際には、社会保障制度が生み出す世代間格差に加え、長生きのリスクや所得・資産変動のリスクを考慮して分析することは重要な要素であるが、それらのリスクを明示的に考慮して公的年金についてシミュレーション分析を行った研究は意外と少ない。第 4 章ではこれまでの分析ではあまり行われていない資産収益の変動リスクを考慮し、また移行期の人口プロファイルをより現実的にするといった拡張を行いながら、社会保障が生み出す世代間格差と長生きのリスクや資産収益の変動リスクに対する社会保障のリスクシェアリング機能を明示的に考慮して日本の公的年金について分析を行う。

次に第 5 章では医療の分野に関わる分析を行う。医療や安全といった生命に関するリスク軽減に対しての便益分析に VSL がある。費用便益分析には、リスクを軽減するための費用とリスク軽減から得られる便益の情報が必要になるが、VSL は生命に関するリスク軽減の便益を分析するものである。Thaler and Rosen (1975)は労働災害率と個人の所得の情報を利用したヘドニック賃金法により死亡確率の変化に対する賃金プレミアム（補償賃金）の推定を行った。この Thaler and Rosen の推定を契機に労働市場のデータを基にヘドニック賃金法を用いて VSL を推定する研究が多くの国で行なわれるようになった。しかしながら、日本において VSL の推定は十分に行われているわけではない。今後医療費のさらなる増大が予想される日本において、より効率的な医療政策が求められる。第 5 章では、医療や安全といった生命にかかわる政策の費用便益分析の基礎となる VSL を日本のデータに基づいて推定する。

少子化などにより日本の生産年齢人口の減少が続く中で、さらなる女性の労働参加が期待されている。これまで配偶者控除や第 3 号被保険者といった税制・社会保障制度と女性

労働についての多くの研究が行われてきた。これまでの研究では、配偶者控除や配偶者特別控除、また第 3 号被保険者の要件を満たすように妻が労働時間の抑制を行うことが示唆されている。これら制度的要因がどの程度女性労働に影響を与えるかの検証は重要なのは言うまでもないが、しかし一方で、女性の家事や育児といった家庭での多くの負担と仕事との間のバランスを考察するのも重要な視点であろう。というのも、日本社会においては依然として家事や育児については男性と女性で均等に分担するものとはなっていない。このような状況下においては、仮に配偶者控除や第 3 号被保険者といった制度が変更されたとしても、日本女性の仕事と家庭の両立の困難さという問題により、女性労働はそれほど増加しないかもしれない。そこで第 6 章では、上記の点を踏まえ、女性の仕事と家庭の間でのワークライフ・バランスの観点から社会保障を分析する。

以下では、各章の結果について簡単に述べる。第 2 章の推計結果では、1990 年代の政策は 20 歳代の世代を含めた現在世代の負担を軽くする一方で、一貫して将来世代に負担を先送りする政策がとられていたことが示される。また、その傾向は 2000 年代の中頃まで続くが、2004 年からは現在世代の生涯純負担額が増加する一方で、将来世代の生涯純負担額が低下し世代間格差の縮小といった変化が見られる。しかし、2004 年から 2007 年にかけての将来世代の生涯純負担額の縮小は退職世代の純便益を縮小させてなされたものではなく、若い現在世代の負担額の上昇によって達成されたことも示される。

第 3 章の分析結果では、遺産動機を取り入れると、将来世代の追加的負担は約 54%以上遺産によって相殺されることが示される。また、社会保障給付額を 25%カットすると将来世代のほぼどの世代でも追加的負担は遺産によって相殺されることが示される。しかし、社会保障改革を先延ばすと、今後新たに経済に参加する世代は追加的負担を遺産で相殺することができない結果が示される。

第 4 章のシミュレーション結果では、伝統的な賦課方式の確定給付年金制度 (DB) の完全な廃止、あるいは積立方式の確定拠出年金制度 (DC) や個人勘定制度への完全な移行は厚生損失をもたらす可能性があることが示される。しかし、少子高齢化の進展が激しい日本においては伝統的な年金制度が生み出す世代間の負担格差も大きく、リスクシェアリング機能を一部犠牲にしても、確定拠出 (DC) 的な要素を公的年金に取り入れる必要があることも示される。仮に資産からの期待収益と賃金成長率が同程度であれば、シミュレーションの結果では、将来世代に望ましい所得代替率 (公的年金の規模) は 20%から 30%になることが示される。

第 5 章の推定結果では、事業規模 100 人以上のデータを用いると仕事の死亡リスクは賃金に対し正の影響を持ち、正の賃金プレミアムが示される。一方、従業員規模 30 人~99 人のデータを用いると仕事の死亡のリスクと賃金に明確な相関を確認することはできない。また、従業員規模 100 人以上の推定結果をもとに VSL を求めると 8.2 億円から 21.4 億円という結果が示される。

第 6 章の推定結果では、程度としてはそれほど大きいものではないが、通勤時間増加に

対する正の賃金プレミアムが一貫して確認される。一方、企業の提供する育児休業制度と
いった一見するとファミリー・フレンドリーな属性についての（負の）賃金プレミアムは
確認されない。また、通勤時間に対する賃金プレミアムの多くは既婚女性のパートタイム
労働者によって要求されていることが示される。これらの結果は、家庭の仕事の負担がよ
り重い既婚女性にとって、通勤時間を短縮させるような施策のほうが優先順位が高いこと
を示唆する。